

申請により 東京都以外の自治体が認可している 私立通信制高校の授業料の負担が軽減されます

助成額

- ① 国の就学支援金等※1
- ② 東京都の私立都認可外通信制高等学校在学授業料助成金(都民対象)

合わせて最大で

27万6,000円

助成を受けるためには、毎年度申請が必要です。

- ▶ 世帯区分A及びBに該当する場合は①と②(10月申請)それぞれ別に、世帯区分Cに該当する場合は①(※2)の申請が必要です。
- ▶ ①と②の助成額の内訳は、申請者の所得により異なります。
- ▶ 該当区分を判別するため、すべての保護者について所得の確認が必要となります。

区分	所得のある 保護者が1人	所得のある 保護者が2人	授業料の負担軽減(年276,000円※3まで)	
世帯年収(目安)※6	A	約910万円 以上	約1,090万円 以上	①国の就学支援金等 【年額制】118,800円 【単位制】1単位4,812円※4
				②都の私立都認可外通信制 高等学校在学授業料助成金 157,200円 10月申請
	B	約910万円 未満 約590万円 以上	約1,090万円 未満 約740万円 以上	①と②はそれぞれ別に申請が必要 【年額制】118,800円 【単位制】1単位4,812円※5 157,200円 10月申請
C	約590万円 未満	約740万円 未満	【年額制】297,000円※3 【単位制】1単位12,030円※5	

※1 申請要件、手続等につきましては、在学校へお問合せください。審査結果に応じて、就学支援金又は臨時支援金が支給されます。

※2 就学支援金支給額等が276,000円に満たない場合、申請により、私立都認可外通信制高等学校在学授業料助成金の対象となることがあります。

※3 世帯区分A及びBの場合、授業料の負担軽減額は、276,000円の範囲内、世帯区分Cの場合、授業料の負担軽減(就学支援金支給額等)は297,000円の範囲内で、在学授業料額(保護者が負担した金額)が上限です。

※4 1単位当たりの授業料額が定められている場合、履修単位数(ただし、支給対象となる単位数の上限は年間24単位)に応じた額の支給となります。

※5 1単位当たりの授業料額が定められている場合、履修単位数(ただし、支給対象となる単位数の上限は年間30単位、在学中の合計で74単位)に応じた額の支給となります。

※6 年収は目安であり、区市町村住民税課税標準額等に基づき審査を行います。

②の「私立都認可外通信制高等学校在学授業料助成金」は、東京都の制度であり、申請要件等は、以下のとおりです。

対象者	生徒と保護者が都内に住所を有しており、東京都以外の自治体が認可している私立通信制高等学校に在学する生徒の保護者です。※生徒が入学決定後、高等学校進学のために都内から都外に移り住んだ場合も助成の対象となります（保護者は引き続き都内に在住していることが必要です。）。														
対象課程	東京都に本校がなく、設立に当たって東京都以外の自治体が認可している私立高等学校通信制課程です。 [参考] 学校の一覧をホームページ(下段にURL等記載)に掲載しております。 ※私立高等学校を設立するためには、自治体で認可を受ける必要があります。認可取消になっている場合には、助成の対象となりません。														
対象授業料	高等学校の卒業に必要な単位習得のためにかかる授業料が対象です。 入学金、施設整備費、通学にかかる交通費、サポート校の受講料等は対象外です。														
助成額	助成額は世帯区分により異なります。世帯区分は、区市町村民税課税標準額から算出される算定基準額により判定されます。 【算定基準額の計算方法】 区市町村民税課税標準額(※1) × 6% - 区市町村民税調整控除相当額(※2) <table><tr><th>区分</th><th>算定基準額</th><th>助成額(年額)※3</th></tr><tr><td>A</td><td rowspan="2">154,500円以上の世帯</td><td rowspan="2">157,200円</td></tr><tr><td>B</td></tr><tr><td>C</td><td>154,500円未満の世帯</td><td>就学支援金支給額等により異なります。※4</td></tr></table> ※1 令和7年度の課税標準額を使用します。また、対象となる生徒が早生まれで、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（平成21年1月2日から4月1日生まれの生徒）は、当該早生まれの生徒等の判定に用いる課税標準額から33万円を減じます。 ※2 調整控除相当額は保護者等1名につき1,500円で計算します。 ※3 授業料の実負担額により、各区分で定められた助成額とならない場合があります。また、就学支援金等により授業料が全額助成される場合は、私立都認可外通信制高等学校在学授業料助成金は支給されません。 ※4 就学支援金支給額等が276,000円に満たない場合、申請により、その差額分が私立都認可外通信制高等学校在学授業料助成金の対象となることがあります。					区分	算定基準額	助成額(年額)※3	A	154,500円以上の世帯	157,200円	B	C	154,500円未満の世帯	就学支援金支給額等により異なります。※4
区分	算定基準額	助成額(年額)※3													
A	154,500円以上の世帯	157,200円													
B															
C	154,500円未満の世帯	就学支援金支給額等により異なります。※4													
申請時期	10月頃(毎年度申請が必要です。) 9月頃に在学学校を通じて手続きや申請時期をお知らせします。ホームページ(下段にURL等記載)でもご案内します。														
手続の流れ	申請者(保護者) 東京都 申請者(保護者) 東京都 東京都 申請書等提出 ▶ 一次審査 ▶ 授業料証明書等提出 ▶ 二次審査 ▶ 助成金振込み 10月頃 所得等審査 12月～2月 助成額等判定のための審査 3月末※ ※授業料の実負担額が決まらない場合等により、助成金の一部が翌年度以降の振込みとなる場合があります。														

※授業料軽減助成金と併用はできません。年に1回、1校での申請です。

これらの授業料に対する助成金①国の就学支援金等、②都の私立都認可外通信制高等学校在学授業料助成金以外にも、次のような制度があります。

授業料以外の負担軽減

③奨学給付金

年5万2,600円まで

保護者がお住まいの都道府県から給付されます。ただし、所得要件があります。東京都の申請時期は、7月になります。詳細は以下③のお問合せ先にご連絡ください。

学費全般の支援

④東京都育英資金

年42万円(1か月/3万5,000円)貸付(無利子)

一般募集の申込は4月から各学校の定める期間(おおむね1～2か月)になります。募集終了後も家計の急変により経済的に修学が困難になった方については申込みができます。詳細は以下④のお問合せ先にご連絡ください。

お問合せ先	助成	②私立都認可外通信制高等学校在学授業料助成金	都認可外通信制授業料助成金担当 [(公財)東京都私学財団内]	☎ 03-5206-7930 (受付時間 平日9:15～17:00)
		③奨学給付金	東京都私学就学支援金センター 奨学給付金担当	☎ 03-5206-7925 (受付時間 平日9:15～17:00)
	貸付	④東京都育英資金	公益財団法人 東京都私学財団 育英資金課	☎ 03-5206-7929 (受付時間 平日9:15～17:00)